

# 第 6 章

## 障害福祉計画

# 1 障害福祉計画について

## (1) 計画の概要

第6章は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として、平成27年度から平成29年度を計画期間とする「尼崎市障害福祉計画（第4期）」と位置付けます。

本市における今後の必要な障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供できるよう、平成26年度に示された国の基本指針や第3期計画における実績等を勘案して、平成29年度までの目標設定や障害福祉サービス等の必要見込量を定めるものです。

## (2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度改革

障害者総合支援法の施行にともない、障害福祉サービスの対象となる障害のある人の範囲が拡大されたほか、障害程度区分が障害支援区分に変更されるなどの制度改革が行われました。第4期計画を策定するにあたって踏まえるべき主な改正点について、以下に示します。

### ① 障害のある人の範囲の見直し

「制度の谷間」のない支援を提供する観点から、障害のある人の範囲に「難病等」が加わり、障害福祉サービス等の対象となっています。

### ② 障害支援区分の創設

「障害程度区分」については、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改められています。特に知的障害や精神障害のある人の特性に応じて、適切な障害支援区分の認定が行われるよう、認定調査項目や判定式の変更が行われています。

### ③ 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象については、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に加え、重度の知的・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対象が拡大されています。

### ④ ケアホームのグループホームへの一元化

障害のある人の高齢化や重度化に対応して、介護が必要になっても、グループホームを新たに利用すること、利用し続けることができるよう、ケアホームとグループホームが一元化されています。

## ⑤ 地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする障害のある人を広く「地域移行支援」の対象とする観点から、障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害のある人に加え、保護施設、矯正施設等を退所する障害のある人に対象が拡大されています。

## ⑥ 地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取組の支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、① 障害のある人に対する理解を深めるための研修・啓発、② 障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④ 意思疎通支援を行う者の養成に係る事業が必須事業として追加されています。

なお、障害者総合支援法においては、施行後3年を目処として、以下の項目について検討を行うこととされており、現在、国の社会保障審議会（障害者部会）等で議論が進められています。引き続き、国の制度改正等の動向に注目し、その状況に応じて計画内容の見直しなど柔軟な対応を行うことが必要となってきます。

### 【法施行後3年（平成28年4月）を目処とした検討項目】

- 常時介護を要する障害のある人等に対する支援、障害のある人等の移動の支援、障害のある人の就労の支援その他の障害福祉サービスのあり方
- 障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方
- 障害のある人の意思決定支援のあり方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方
- 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に対する支援のあり方
- 精神障害のある人及び高齢の障害のある人に対する支援のあり方

## 2 サービス提供における基本的な考え方

### (1) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市では、第2期計画より、① 希望する人に日中活動系サービスを確保すること、② グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進すること、③ 福祉施設から一般就労への移行を推進すること、の3点に配慮して目標等を設定するとしていました。第4期計画においても、基本的にはこの考え方を踏襲するとともに、以下のような点に留意して取り組んでいきます。

障害のある人が、生活の場や生活のしかたを自ら決定し、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として当たり前で暮らしていけるよう、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な社会資源の開発やサービス提供体制の確保を図る必要があります。そのためには、入院・入所からの地域生活への移行や親元からの自立等に対する支援だけでなく、現に地域で生活している人が、引き続き、必要な支援を受けながら地域生活を継続できるといった視点も必要となります。

また、障害のある児童への支援の強化を図るため、平成24年度より通所サービスの実施主体が市町村へ移行されていますが、新しく創設されたサービスについては、今後の需要の見込みを見据えるとともに、量的・質的な担保が課題となります。

サービス提供基盤の整備については、本市財政が非常に厳しい状況にある中では、国や県の補助制度等によるところが大きくなりますが、地域生活を支える基盤の整備については、市単独での施策について検討することも必要です。

さらに、今後考えられる制度改正等に対応していくためには、財源の確保等も課題となることから、既存のサービスや施策のあり方を見直す中で、財源を確保していくことも視野に入れる必要があります。こうした施策の見直しや新たな制度の実施にあたっては、障害のある人や関係団体等の参画のもと、十分な検討を行っていきます。

## (2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害のある人が地域で自立した日常生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、様々なニーズにも対応できる相談支援体制の構築が不可欠です。

介護の必要性が少ない人であっても、日常生活において助言や支援が必要な人は少なくありません。また、障害のある人だけではなく家族等への支援が必要なケースもあります。さらに、複数の専門機関や事業者が連携して支援を行う場合や、長期にわたって、支援の体制や支援計画を見直していく必要があるケースへの対応など、相談支援事業者の果たす役割は非常に大きなものがあります。

尼崎市自立支援協議会には、本市の委託相談支援事業者も委員として参画しており、障害のある人に関する社会資源の情報やその支援体制に関する課題等の共有を図るほか、必要な協議を行っています。現在は、協議会全体の運営を協議・調整する運営会議をはじめ、「くらし」、「しごと」、「こども」、「ガイドライン」の4つのテーマの部会を設置しています。こうした活動を通じて、本市の相談支援事業の中心的役割を担う委託相談支援事業者と関係機関等とのネットワークの強化に努めていきます。

また、近年の法改正等により、地域移行・地域定着支援の個別給付化やサービス等利用計画の作成の制度化、市町村への基幹相談支援センターの設置など相談支援の強化が図られていますが、本市においてはまだ十分な体制が整備されていません。引き続き、指定一般・特定相談支援事業者の確保や助言に取り組むとともに、基幹型の総合相談窓口機能の設置に向けた検討を進めていきます。

# 3 地域生活及び一般就労への移行等（目標）

## （１）施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針（以下、「国指針」という。）においては、『平成29年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行すること、また施設入所者数の4%以上削減することを基本とする。さらに、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を加えて設定する。』とされています。

今後は、地域移行が比較的困難な人への対応が増加してくることが予想されるため、地域生活への移行者数については、これまでの実績等を勘案して国指針に定める目標値の3割程度にあたる23人を目標として設定することとしますが、引き続き、地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備や地域移行を支援する指定一般相談支援事業所の確保に取り組んでいく必要があります。

また、施設入所者の削減数については、第1期から第3期の障害福祉計画期間を通じて、本市では毎年一定の施設退所者がいるにもかかわらず、すぐに新たな入所者が入所するという状況が続き、削減実績はありませんでした。これは、障害のある人やその家族の高齢化によって地域生活の継続が困難になることや、家族分離を図る必要がある場合など、入所施設の利用を必要とする人が絶えないことが要因と考えられます。

しかしながら、施設入所者の削減数については、引き続き、地域移行を支援する指定一般相談支援事業所の確保に努めることで、国指針に定める目標値の約半数にあたる18人を目標として設定します。

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者（A）	411人	
【目標】地域生活への移行者数	23人	平成29年度末における施設入所から地域生活への移行者数
	5.6%	
平成29年度末時点の施設入所者（B）	393人	
【目標】施設入所者の削減数	18人	平成29年度末における施設入所者の削減数
	4.4%	

## (2) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標設定

国指針においては、『地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする。』とされています。

この地域生活支援拠点等については、居住支援機能（グループホーム等）に地域支援機能（地域相談支援のコーディネーターの設置やショートステイ等の整備）を組み合わせた拠点と地域における在宅医療や日中活動系サービス等との連携による「多機能型」、もしくは、拠点を設けずに地域の複数の機関で各機能を分担する「面的整備型」の整備について推進する内容となっています。

今後、市内での整備を進めるにあたっては、他都市の先進的な整備事例を研究するなどし、さらなる検討を進めていくことが必要となってきます。

市内における整備数については、国指針に定めるとおり、1 か所以上の整備を目標として設定します。

項目	数 値	考え方
【目標】 市内における地域生活支援拠点等の整備数	1 か所以上	平成 29 年度末までに、少なくとも1つを整備する。

## (3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定

国指針においては、『福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。』とされています。あわせて、当該目標値を達成するため、『就労移行支援事業の利用者及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。』とされています。

本市においては、近年、市内の就労移行支援事業所が増加傾向にあることもあり、利用者数とともに一般就労への移行者数も増加しています。これらの実績を勘案し、まず、就労移行支援事業の利用者数については、国の指針に定めるとおり、6割増加の104人を目標として設定します。次に、市内の就労移行支援事業所の就労移行率については、平成 25 年度末における市内の事業所数は6か所で、そのうち就労移行率が3割以上の事業所は2か所となっていました。平成 29 年度末における市内全体の事業所数を12

か所と見込み、国の指針に定めるとおり、全体の5割（6か所）以上を目標として設定します。

最後に、福祉施設から一般就労への移行者数については、就労移行支援事業の利用者数全体の約3割が移行すると見込み、国指針に定める目標値を上回る31人を目標として設定します。

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者数 (A)	8 人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B) の増加	31 人	就労移行支援事業等を通じて平成 29 年度中に一般就労に移行する人数 ※ (D) の約3割を見込む。
	3.9倍	(B) / (A)
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	65 人	
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	104 人	平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数
	6割増	(D) / (C)
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	5割以上	平成 29 年度末において、市内就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の事業所割合
	6か所以上	※市内事業所総数を 12 か所と見込む。

# 4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

## (1) 訪問系サービス

### (必要量の見込み)

訪問系サービスについては、近年の利用実績の推移が微増していますが、市内や隣接する市にある事業所等で一定のサービス供給量が確保されている状況を踏まえ、第4期計画では、近年の利用実績を勘案して必要量を見込みます。

また、「短期入所」については、これまで入所施設併設型が中心でしたが、市内でも単独型の短期入所事業所が整備されたことにより利用実績も増加傾向であるため、第4期計画では、近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。

### (確保の方策)

本市においては、居宅介護等の事業者は一定確保されていますが、行動援護等の事業者は不足しているため、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。

また、サービスの支給決定者への「サービス等利用計画」の作成を促進し、訪問系サービスの適切な支給決定に努めていくとともに、事業者の指定や指導等の機会を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

### ■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	50,531 時間/月	51,578 時間/月	53,002 時間/月
行動援護 重度障害者等包括支援	1,584 人/月	1,668 人/月	1,757 人/月

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所（福祉型、医療型）	1,787 日/月	1,874 日/月	1,965 日/月
	332 人/月	354 人/月	378 人/月

※サービスの単位については、次のように整理している

[時間/月] = [年間の延利用人数] × [一人あたりの必要サービス量] ÷ [12 か月]

[日/月] = [年間の延利用人数] × [一人あたりの必要利用日数] ÷ [12 か月]

[人/月] = [年間の延利用人数] ÷ [12 か月]

## (2) 日中活動系サービス

### (必要量の見込み)

日中活動系サービスについては、就労ニーズの高まりや特別支援学校の卒業生にともなう利用ニーズに加え、事業者の新規参入が進んだこともあり、近年の利用実績は増加傾向にあります。

そのため、第4期計画では、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととしますが、特に大幅な伸びを示している就労系サービスについては、一定のサービス供給量が確保されている状況を踏まえ、近年ほどの伸びは続かないものとして必要量を見込みます。

### (確保の方策)

引き続き、国の制度補助(社会福祉施設等施設整備費補助金)を活用していくとともに、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。

また、就労系サービスにおいては、障害のある人の工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るため、障害者優先調達推進法に基づき定めた本市の調達方針にのっとり、障害者就労施設等からの物品や役務の調達を推進していきます。

### ■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	20,419 人日/月	21,433 人日/月	22,497 人日/月
	1,055 人/月	1,102 人/月	1,150 人/月
自立訓練（機能訓練）	166 人日/月	174 人日/月	183 人日/月
	23 人/月	26 人/月	29 人/月
自立訓練（生活訓練）	617 人日/月	621 人日/月	645 人日/月
	36 人/月	37 人/月	38 人/月
就労移行支援	1,460 人日/月	1,624 人日/月	1,787 人日/月
	85 人/月	94 人/月	104 人/月
就労継続支援（A 型）	2,081 人日/月	2,168 人日/月	2,254 人日/月
	107 人/月	109 人/月	111 人/月
就労継続支援（B 型）	11,462 人日/月	11,889 人日/月	12,317 人日/月
	678 人/月	704 人/月	731 人/月
療養介護	98 人/月	105 人/月	113 人/月

### (3) 居住系サービス

#### (必要量の見込み)

「共同生活援助（グループホーム）」については、これまで国の制度補助のほか、平成24年度まで実施されていた県の基金事業（グループホーム等新規開設補助事業）の活用等によってグループホームの整備促進を図ってきたことから、利用実績は増加傾向にあります。

引き続き、障害のある人の入院・入所等からの地域生活への移行をはじめ、「保護者の高齢化」や「親亡き後」の生活を見据えて整備を進めていく必要があるため、これまでのサービス供給量の伸びを維持するよう必要量を見込みます。

また、「施設入所支援」については、第4期計画で目標設定している施設入所者の削減数を勘案して必要量を見込みます。

#### (確保の方策)

引き続き、国の制度補助を活用して設置の促進につなげていくとともに、低所得のグループホーム利用者への家賃補助制度について、法制度による給付費に加え、県と連携した支援を実施していきます。

また、市営住宅を活用したグループホームの整備については、空き室のほとんどが旧耐震性住宅であることやエレベーターが未設置であるため利用することが難しく、利便性やバリアフリーの面で障害のある人の住まいに適した物件をどう選定していくかの課題等があるため、引き続き、庁内関係部局と検討を行っていきます。

#### ■サービス見込量

種 類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	238人/月	261人/月	286人/月
施設入所支援	416人/月	410人/月	404人/月

## (4) 相談支援

### (必要量の見込み)

「計画相談支援」については、平成 24 年度から「サービス等利用計画」の作成対象者が全ての障害福祉サービス及び地域移行・地域定着支援の支給決定者に拡大されており、本市でも早急に対応していく必要があります。

そのため、第4期計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう、必要量を見込みます。

また、「地域移行・地域定着支援」については、入院・入所中からの継続支援体制や常時かつ緊急時の相談支援体制が必要であるなど、事業者の設置促進が難しい状況を踏まえ、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。

### (確保の方策)

本市においては、指定特定相談支援や指定一般相談支援の事業者が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。

また、サービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけていきます。

さらに、多様化する相談支援事業への支援を行うため、専門的指導や助言等を行う基幹型の総合相談窓口機能の設置に取り組むことで、地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

### ■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援 (サービス等利用計画、 モニタリング)	112 人/月	224 人/月	336 人/月
地域移行支援	3 人/月	4 人/月	5 人/月
地域定着支援	5 人/月	14 人/月	38 人/月

## (5) 障害児通所支援等

### (必要量の見込み)

「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」については、事業者の新規参入や利用の促進が図られたこともあり、近年の利用実績は増加傾向にあります。

そのため、第4期計画では、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととしますが、特に大幅な伸びを示している「放課後等デイサービス」については、一定のサービス供給量が確保されている状況を踏まえ、近年ほどの伸びは続かないものとして必要量を見込むこととします。

「保育所等訪問支援」については、新たなサービスで利用実績が少ないため、第4期計画では、制度周知を進めている直近の利用状況等を勘案して必要量を見込みます。

また、「医療型児童発達支援」については、本市では児童発達支援センター「たじかの園」で実施していますが、近年の実績はやや減少傾向となっています。第4期計画では、これまでのサービス供給量が維持されるよう必要量を見込みます。

「障害児相談支援」については、平成24年度から「障害児支援利用計画」の作成が制度化されており、本市でも早急に対応していく必要があります。

そのため、第4期計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう、必要量を見込みます。

### (確保の方策)

本市においては、指定障害児相談支援の事業者が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。

また、障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけていきます。

さらに、多様化する相談支援事業への支援を行うため、専門的指導や助言等を行う基幹型の総合相談窓口機能の設置に取り組むことで、地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

### ■サービス見込量

種 類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援 放課後等デイサービス	8,687 人日/月	9,348 人日/月	10,007 人日/月
保育所等訪問支援	879 人/月	958 人/月	1,037 人/月
医療型児童発達支援	229 人日/月	247 人日/月	277 人日/月
	27 人/月	28 人/月	31 人/月
障害児相談支援 (障害児支援利用計画)	25 人/月	50 人/月	74 人/月

# 5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

## (1) 理解促進研修・啓発事業

### (必要量の見込み)

「理解促進研修・啓発事業」については、障害や障害のある人に対する理解を深めていくため、平成 25 年度より地域生活支援事業の必須事業となっています。本市では、市民等が障害のある人と実際にふれあうイベントとして「市民福祉のつどい」を毎年開催しており、第 4 期計画の期間中も継続的な実施を見込みます。

### (確保の方策)

引き続き、「市民福祉のつどい」を開催して地域との交流の機会を設けていくとともに、より多くの市民等が参加できるよう、イベントの活性化について検討を進めます。

また、「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が必要とする配慮等について、理解の向上につなげていきます。

### ■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

## (2) 自発的活動支援事業

### (必要量の見込み)

「自発的活動支援事業」については、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による自発的な取組を支援するため、平成 25 年度より地域生活支援事業の必須事業となっています。本市では、障害のある人への相談・啓発事業の実施にあたって、当事者団体等と協力や連携を図ってきておりますが、事業化するまでには至っておりませんので、第 4 期計画の期間内での実施を見込みます。

### (確保の方策)

障害のある人やその家族、地域の関係団体等が自発的に実施する交流活動や社会参加活動、ボランティア活動等の事業化や、当事者団体に委託している既存事業の転換など様々な視点から検討を進めていきます。

## ■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	無	無	有

### (3) 相談支援事業

#### (必要量の見込み)

「相談支援事業」については、市内5か所、市外2か所の委託相談支援事業者で実施しているほか、市の直接の窓口として、障害福祉課、健康増進課及び6支所の地域福祉担当・地域保健担当窓口で行っていますが、今後も相談者の増加や相談内容の多様化・複雑化が見込まれることから、より高度な知識と専門性を備えた相談機能の設置や委託事業者の確保など相談支援体制の充実を図っていく必要があります。そのため、第4期計画の期間内における基幹型の総合相談窓口機能の設置や委託事業者の増設を勘案して必要量を見込みます。

また、「成年後見制度利用支援事業」については、平成 26 年7月より「尼崎市成年後見等支援センター」を開設し、相談や後見の申立・監督をはじめ、市民後見人の養成など一体的な支援を行っています。今後も成年後見制度全体の利用ニーズは高まるものと予想されますが、市長申立など当該事業に係る利用者については、これまでの実績を勘案して必要量を見込みます。

#### (確保の方策)

地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、引き続き、現在の委託相談支援事業者で事業を実施し、その周知や連携強化に取り組むとともに、新たな事業者の確保に努めていきます。また、行政の相談窓口については、現在、本市の公共施設の最適化に向けた取組による窓口機能の集約化（2所化構想）について検討が続けられているため、その取組にあわせて、専門的指導や助言等を行う基幹型の総合相談窓口機能の設置を目指します。

成年後見制度の利用支援については、「尼崎市成年後見等支援センター」の一層の周知に努め、窓口相談や専門相談会を実施していきます。また、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応していくとともに、担い手となる市民後見人の養成等も進めていきます。

## ■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業 (基幹相談支援センター)	15 か所 (無)	10 か所 (有)	10 か所 (有)
成年後見制度利用支援事業	12 人	14 人	17 人

## (4) 意思疎通支援事業

### (必要量の見込み)

「意思疎通支援事業」については、近年の利用実績も増加傾向にあるなど、利用ニーズも高まっています。そのため、第4期計画では、近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。

### (確保の方策)

今後も高まる利用ニーズにあわせて、担い手となる意思疎通支援者の養成を充実させていく必要があります。平成25年度より「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣・養成事業」が中核市としての必須事業となったため、これまでの手話通訳者・要約筆記者に加え、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣・養成事業を実施しています。各養成講座の受講対象者の拡大や受講者に対する支援等に努め、意思疎通支援者を確保していくとともに、一層の制度周知に取り組みます。

### ■サービス見込量

種 類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業	1,049件	1,151件	1,244件
要約筆記者派遣事業	94件	106件	117件
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	12件	18件	24件

## (5) 日常生活用具給付等事業

### (必要量の見込み)

「日常生活用具給付等事業」については、全ての用具で給付件数が増加傾向にあるなど、利用ニーズも高まっています。そのため、第4期計画では、これまでの実績を勘案して必要量を見込みます。

### (確保の方策)

在宅で生活している重度障害のある人等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズに合った品目を給付できるよう、定期的に見直しを行います。

## ■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護訓練支援用具	53 件	56 件	60 件
自立生活支援用具	133 件	129 件	134 件
在宅療養等支援用具	73 件	78 件	80 件
情報・意思疎通支援用具	137 件	137 件	149 件
排泄管理支援用具	10,389 件	11,211 件	12,276 件
居宅生活動作補助用具	16 件	19 件	31 件

## (6) 移動支援事業

### (必要量の見込み)

「移動支援事業」については、放課後等デイサービス事業等の利用が進み、障害のある子どもの放課後や長期休暇中の居場所が増えてきたことや、市内や隣接する市の事業所などで一定のサービス供給量が確保されている状況を踏まえ、第4期計画では、これまでの実績を勘案して必要量を見込みます。

### (確保の方策)

本市においては、移動支援の事業者は一定確保されていますが、利用状況をみると、日中の居場所や一時預かり的な例も見受けられるため、制度の役割に応じた利用やサービスの質の確保に取り組んでいきます。また、持続可能な制度の構築に向けて事業のあり方を検討していきます。

## ■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	388,177 時間/月	395,641 時間/月	403,248 時間/月
	1,513 人/月	1,587 人/月	1,665 人/月

## (7) 地域活動支援センター事業

### (必要量の見込み)

「地域活動支援センター」については、近年、障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの事業者の増加にともなって障害のある人の日中活動の場も広がっていることや、地域活動支援センターから日中活動系サービスの事業者への移行ケースもあることから、新規での開設は見込んでおりませんが、引き続き、市内にある小規模作業所の法内施設への移行を進めていく必要があるため、第4期計画の期間内での移行となるよう必要量を見込みます。

### (確保の方策)

利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる「地域活動支援センター」は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、引き続き、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていきます。

また、小規模作業所からの移行についても、必要な情報の提供等に取り組んでいきます。

### ■サービス見込量

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター (市外センター、別掲)	29 か所 (13 か所)	32 か所 (13 か所)	37 か所 (13 か所)
	392 人 (21 人)	422 人 (21 人)	472 人 (21 人)

※市外については参考

(参 考)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小規模作業所	8 か所	5 か所	— か所
	44 人	28 人	— 人

## (8) その他の事業

その他の事業として、「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費支給事業」、「日中一時支援事業」、「自動車運転免許取得費助成事業」及び「自動車改造費助成事業」、「福祉ホーム事業」、各種の社会参加事業等を実施し、障害のある人が地域で安心して暮らすことのできる環境づくりを目指しています。これらについては、実施状況や利用状況をみながら、手法等を工夫する中で事業を実施していきます。

# 6 適切なサービス提供のための方策

## (1) 持続可能な制度構築に向けた考え方

本市では、障害者手帳の取得率（障害者手帳所持者数÷市内住民数）、障害福祉サービス等の給付費、地域生活支援事業の給付費が他市と比較して高いことを理由に、平成25年度の組織改正において、担当課を設置し、障害福祉サービス等の現状分析と支給決定基準（ガイドライン）作成に向けた検討を行ってきました。

今後は、その分析結果と支給決定基準を基に、給付の適正化や利用者への適切なサービス提供の確保等を行い、持続可能な制度構築の実現に向けて取り組んでいきます。

## (2) 給付の適正化と適切なサービス提供に向けた取組

### ① 障害福祉サービス等の給付の適正化

障害のある人の日常生活を直接的に支援する居宅介護等については、担い手であるサービス提供事業者の増加等にもなって、第3期計画期間中の支給実績も増加している状況です。利用者に対してサービスが行き届くことは、安心、安定した日常生活への支援に寄与しているといえますが、その一方で、利用者への適切なサービス提供の確保や請求明細書の誤り件数の増加への対応等が課題となっています。

そのため、自立支援協議会において協議を重ね作成した支給決定基準の運用を第4期計画から開始し、利用者や事業所への周知とあわせて計画相談支援の推進を図るとともに、基準に即した支給決定により、心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいきます。また、事業者に対して質の向上を図るための勉強会を定期的に行うとともに、事業所への監査・請求審査体制の強化に取り組んでいきます。

### ② 地域生活支援事業の給付の適正化

障害のある人の社会参加等に寄与する移動支援事業と日中一時支援事業については、本市の地域生活支援事業の給付費全体で見ると、移動支援事業が非常に高く、日中一時支援事業が非常に低い状況となっています。また、それぞれのサービスの役割も明確になっていないため、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化が課題となっています。

そのため、日中一時支援事業についてはサービスの利用促進を図るとともに、移動支援事業・日中一時支援事業等の支給決定基準を第4期計画中に作成し、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいきます。

※「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」については、資料編（P149）に掲載。

